

公募型樹木等採取試行 募集要領

～河川法第 25 条を適用した公募型採取の試行～

令和 6 年 8 月 19 日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長

信濃川の河川内には樹木の繁茂が見られ、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の支障となります。

さらに河川内の樹林化により、河川巡視作業の支障やゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理上の問題となる可能性があります。

このため、北陸地方整備局信濃川河川事務所では、これらの対策として計画的に河川内の樹木の伐採作業を行っています。

しかしながら、樹木伐採には多額の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、樹木の採取を希望する企業・団体・個人を募り、河川法第 25 条の規定に基づく許可により、河川内樹木を採取していただく取り組みを試行します。

1. 公募への参加資格

応募は企業、団体、個人の別を問いません。また、営利目的での応募も可能ですが、応募は 1 者につき 1 回までとします。

ただし、以下のいずれか一つでも該当する場合は、応募することはできません。

- (1) 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者。
- (3) 公募期間中において、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止の措

置を受けている者。

(4) 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

(5) 直近1年間の税を滞納している者。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

2. 採取区域、樹種、留意事項等

(1) 採取区域と区画、面積等について

長岡市李崎付近、長岡市蓮潟付近、小千谷市高梨付近、魚沼市四日町付近の4つの採取区域に、約400㎡毎に区割りした採取区画を設けています※。各採取区域の詳細な場所、区画割については別添の参考資料をご参照ください。

なお、現地では杭を設置して区画の番号を表示しています。

※樹木の状況により、面積が広い区画があります。



区画番号表示イメージ

(2) 樹種、樹径等について

樹種はヤナギ・オニグルミ・ハリエンジュ等の雑木で、樹径は概ね10センチから1メートル程度となっています。

採取区域、区画によってそれぞれ繁茂状況は異なりますので、応募前に必ず現地を確認いただき、希望する区画を応募してください。

(3) 採取区域への進入路について

採取区域への進入路は、概ね普通車両が通行可能な最小限の幅員が確保されて

います。しかし、未舗装区間が存在すること、一部で段差や凸凹が生じていること、進入路に隣接して草木や枝等が多く存在することなどから、車両の損傷の恐れがあります。

なお、降雪があった場合でも進入路の除雪は行いません。

(4) その他採取に関する留意事項等について

- ① 伐採、搬出に要する費用等は全て採取者の負担とします。
- ② 割り当てられた区画内に繁茂する樹木は全て採取していただくことを基本とします。ただし、やむを得ず全てを採取することが困難な場合は、速やかに所轄出張所に連絡し、指示に従ってください。
- ③ 採取区画の決定後、生態系保全等の目的で採取を禁止されている樹木が発見される可能性があります。その場合は採取者に対し、個別に連絡します。
- ④ 伐採後の切り株の高さは、概ね20cm以下になるよう作業してください。
- ⑤ 伐採により発生する枝葉等についても持ち帰ることができますが、持ち帰らない場合は、区画内の進入路沿い付近に集積してください。
- ⑥ 採取により得られた樹木の用途を制限するものではありませんが、応募の際に樹木の用途が明確でない場合には、採取の妥当性の正確な判断のため、確認する場合があります。
- ⑦ 営利を目的とした採取も可能です。

3. 採取可能期間等

今年度の採取可能期間は令和6年11月30日（土）までとさせていただきますので、その範囲内で採取の期間を設定し、応募いただくようお願いします。

採取は公募に当選されて、河川法に基づき許可を受けた期間内に行っていただきます。また、土曜日・日曜日・祝日も作業可能です。

採取作業は事故の防止等のため、午前8時から午後4時までに実施してください。
早朝・夜間の作業については禁止します。

4. 応募方法

(1) 応募書類

応募書類は下記のとおりです。

- ・応募様式（関係様式－1）

・伐採作業計画書（関係様式－２）

（インターネット環境が無い等、紙での入手を希望される方は（２）に記載の提出先でも配布しております。）

（２）応募方法

応募書類に必要事項を記入し、令和６年１０月３１日（木）（必着）までに下記の提出先に持参、郵送又は電子メールにより応募してください。

提 出 ・ 問 い 合 わ せ 先		提出方法
信濃川河川事務所 管理課		持参※、郵送及びF A X ・ 電子メールによる提出を 受け付けます。
住所	〒940-0098 長岡市信濃 1 丁目 5 番 30 号	
TEL	0258-32-3259	
FAX	0258-34-9040	
E-Mail	hrr-334901@ mlit. go. jp	
長岡出張所		<u>持参※及び郵送による提 出のみ</u> 受け付けます。
住所	〒940-0098 長岡市信濃 2 丁目 10 番 25 号	
TEL	0258-32-4426	
越路出張所		
住所	〒949-5411 長岡市来迎寺甲 2036	
TEL	0258-92-2158	
堀之内出張所		
住所	〒949-7412 魚沼市与五郎新田 4-1	
TEL	025-794-2064	

※ 持参による提出は開庁日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受け付けます。

出張所については、河川巡視等の業務により不在となる場合がありますので、事前に電話で確認の上、ご来所ください。

（３）留意事項

- ・採取区画は何区画でも応募可能ですが、決定は応募様式（関係様式－１）に記載された希望の順に実施可能区画数を上限とします。
- ・応募は各企業・団体・個人毎につき 1 回限りとします。
- ・応募書類に記入された 個人情報については、本公募採取の実施に関すること以外の目的で使用することはありません。

5. 採取者の選定・採取区画の決定等

(1) 採取者の決定

提出された応募書類により、採取木の使用目的、採取方法、作業における安全対策、採取の実行性等を総合的に評価し決定しますが、参加資格に適合しない場合、あるいは資料不備の場合は失格となります。

また、応募資料に記載された内容等の確認のため、必要に応じて聞き取り等を行う場合があります。

(2) 採取区画の決定

採取区画は応募時の希望順で、希望区画が他の応募者と重複した場合は応募書類の先着順に決定します。

これにより、希望採取区画数が実施可能区画数に満たなくなった応募者に対しては、全体の応募状況を考慮し、実施可能区画数を上限に採取者が決定していない他の区画を紹介する等の調整を行うことがあります。

(3) 結果の通知等

採取者の選定及び採取区画の決定の結果については、随時郵送又は電子メールにて通知します。

当選した者で止むを得ない事由により辞退を希望する場合は、速やかに信濃川河川事務所管理課まで連絡してください。

また、落選した者で異議申し立てや苦情がある場合は、選定結果の通知の日から1週間以内に書面により受け付け、同じく書面により回答を行います。

6. 河川法第25条の許可手続き

当選者による樹木の採取は、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る許可申請書を提出し、許可書の交付を受けた後に可能となります。

(1) 許可申請書様式等の送付について

当選者には、許可申請書様式、伐採作業計画書（関係様式ー2）等を郵送しますので、必要事項を記入の上、速やかに4.（2）記載の所轄出張所に郵送又は持参（FAX・電子メール不可）により提出願います。

(2) 許可書の送付について

申請書が届き次第、内容を審査し、許可書を交付（郵送）します。

なお、許可書交付後に公募への参加資格が無いことが判明した場合や、応募書類、許可申請書等に虚偽の記載を行っていたことが判明した場合は、許可を取り消すことがあります。

7. 自損事故の発生又は第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合等について

（1）自損事故を起こした場合又は第三者に損害を与えた場合

採取は、許可を受けた者において行うものであるため、採取中の事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可を受けた者の責任において行うものとします。なお、許可条件に基づく出張所長への連絡等についても遺漏の無いよう行ってください。

（2）河川管理施設等に損害を与えた場合

許可を受けた採取区画以外の採取及び河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めるものとします。

（3）河川管理者から採取の中止の指示について

許可を受けた者は、河川管理者から採取の中止の指示があった場合は、すぐに中止するものとし、河川管理者は中止に伴う費用は負担しないものとします。

8. その他の連絡・依頼事項等

（1）許可を受けた者は、今後の公募型樹木等採取実施の参考とするため、採取完了後のアンケートにご協力願います。

（2）許可を受けた者の所持品や採取した樹木が盗難にあった場合でも、信濃川河川事務所は一切責任を負いませんのでご了承ください。

（3）公募後に発生した災害等により、公募手続の進行状況の如何に関わらず公募を中止する場合があります。

(4) 今回の公募型樹木等伐採は試行により実施するため、新潟県河川法施行条例による河川産出物採取料は免除となります。

(5) 公募型採取の外に、工事により伐採した樹木の無償配布を行う場合があります。
配布場所、配布時期などの詳細が決まり次第、信濃川河川事務所のホームページに掲載します。

9. 許可書に記載する条件

許可書には下記の条件を付します。応募の前に必ず熟読し、内容を確認・了承願います。遵守できない場合、許可を取り消すことがあります。

許可条件

信濃川水系信濃川における樹木採取については、関係法令及び次の各条項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた者は、北陸地方整備局信濃川河川事務所長（以下、「事務所長」という。）及び信濃川河川事務所各出張所長（以下、「出張所長」という。）の指示に従うこと。
- (2) 許可を受けた者は、許可期間中、採取箇所の見やすい場所に、許可年月日、採取目的、採取面積、許可を受けた者の氏名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標を掲示すること。
(※注) 許可標の規格等については、伐採箇所の所轄の出張所長と協議のうえ、規格の変更も可とする。
- (3) 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を出張所長に届け出ること。
 - ① 住所又は氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき
 - ② 許可を受けた行為を廃止したとき
 - ③ 天災その他の止むを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき
- (4) 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらためて許可を受けること。
- (5) 許可を受けた者は、伐採、持ち帰り（車両への積込・荷卸し、運搬）に要する費用、労力等の全てを負担すること。
- (6) 許可を受けた者は、許可を受けた区画内に繁茂する樹木全ての伐採を基本とす

ること。ただし、止むを得ない事由により全伐採が困難な場合は、速やかに出張所長へ届け出てその指示に従うこと。また、生態系保全等の目的により伐採を禁止する樹木については伐採を行わないこと。

- (7) 許可を受けた者は、作業に先立ち伐採作業計画書を提出すること。なお、提出された伐採作業計画書の内容について、必要に応じて出張所長より追加や修正等を指示する場合があるのでこれに従うこと。また、採取に着手するときは出張所長に届け出ること。
- (8) 許可を受けた者は、作業中の安全確保の観点から16時～翌日の8時までの間は作業しないこと。なお、洪水等の災害が発生、若しくは発生が予測される場合や、気象条件等により作業の安全が確保できない可能性がある場合、出張所長より作業の中止又は延期を指示することがあるのでこれに従うこと。
- (9) 許可を受けた者は、現地で作業を実施する日の作業着手前、及び当日の作業終了時に、所轄出張所へ電話により連絡すること。なお、土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、作業着手については作業日直前の出張所開庁日、作業終了については作業日直後の出張所開庁日にそれぞれ所轄出張所へ電話により連絡すること。
- (10) 許可を受けた者は、堤防や護岸等の河川管理施設を損傷しないように注意するとともに、油脂等の流出等河川内を汚染しないよう注意すること。なお、これらの事象が発生したときは、速やかに出張所長に届け出てその指示に従い、許可を受けた者の負担において原状回復すること。
- (11) 許可を受けた者は、伐採作業中、隣接する区画で許可を受けた者や、隣接する耕作地の耕作者など周辺の状態に十分注意し、声掛け等により注意喚起を行いながら作業を実施し安全確保に努めるとともに、お互いに譲り合いや気配りを行うなどトラブル回避に努めること。
- (12) 許可を受けた者は、伐採中に事故等が発生した場合は、直ちに作業を中断し、人命に関わる場合は救命措置を行うなどの適切な対応を行うこと。また、事故等が発生した事実について出張所長に連絡すること。
- (13) 許可を受けた者は、第三者への危害を及ぼさないよう安全な方法で作業を実施すること。第三者への危害が発生した場合は、速やかに出張所長へ届け出るとともに、許可を受けた者が賠償の責任を負うこと。
- (14) 許可を受けた者は、伐採した樹木及び枝葉等の現地での焼却は絶対に行わないこと。
- (15) 許可を受けた者は、採取区域内に鳥類の営巣木を発見した場合、もしくは樹径が1メートル程度の大木が存在する場合は、直ちに作業を中止するとともに出張所長に連絡すること。また、採取区域以外の箇所現状改変を行わないこと。
- (16) 許可を受けた者は、伐採した樹木を搬出する際は、道路交通法等関係法令を

遵守すること。過積載は行わないとともに、走行中に積み荷が散乱しないよう十分な措置を講じること。

- (17) 許可を受けた者は、伐採した樹木及び伐採に使用した機械器具類を現地に仮置きせず、その都度現地から搬出すること。
- (18) 許可を受けた者は、進入路上に軽トラック等の車両を駐車して作業を行う場合は、他の通行車両の支障とならないよう、一時的に車両を移動させるなどの対応を行い、トラブルの回避に努めること。
- (19) 許可を受けた者は、採取が完了したときは、採取した樹木の数量（体積、重量、軽トラック等の台数のいずれか）と併せてその旨出張所長に報告すること。また採取区域内で伐採樹木が散乱したままとならないよう、清掃を実施し、出張所長の確認を受けること。
- (20) 許可後、指導を行ってもなお許可条件が遵守されない場合は許可を取り消す場合がある。また、完了報告後、出張所長は履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要に応じて許可を受けた者に対して指導を行う場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において申請者の選定から除外する場合がある。
- (21) 許可を受けた者は、採取期間の満了、許可の取り消し、又は許可を受けた行為の廃止があったときは、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において原状に復し、完了後速やかに出張所長に届け出ること。
- (22) 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。
- (23) 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

以　上

【参考】関係法令

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の3）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - 二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図
 - 三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図
 - 四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
 - 五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 - 六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - 七 その他参考となるべき事項を記載した図書

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。